市・県民税と所得税の申告はお早めに

申告書は自分で作成し、郵送しましょう！

市・県民税の申告時期です。申告の日程・会場等をご案内します。

申告期限間際は、会場が混雑します。申告は指定日に行ってください。

◎申告書作成等の相談を要しない方は、郵送により申告してください。

市・県民税の申告は
2月8日(水)～3月15日(水)

申告会場 市役所8階・大会議室、各公民館等（左記日程表参照）

受付時間 午前9時～午後4時

◎申告は市・県民税の税額を決定するだけでなく、課税（非課税）証明書の発行などに必要な手続きです。3月15日(水)までに申告してください。

市・県民税の申告書の提出が必要な方

平成18年1月1日現在、所沢市にお住まいの方で、平成17年中に所得があり、次のいずれかに該当する方は申告書を提出する必要があります。

●営業、農業、不動産、配当、年金などの所得があった方

●2か所以上から給与の支払いを受けている方

●給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方

●給与所得者で、給与以外の所得があった方

●給与所得者で、医療費控除などの控除を受ける方

●市内に住んでいないが、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

◎収入のなかった場合でも、国民健康保険や児童手当などに関連して申告が必要な方は提出してください。

市・県民税の申告書を提出しなくてもよい方

●給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方

●公的年金収入のみで、次の①②のいずれかに該当する方

①昭和16年1月1日以前の生まれ…▼扶養親族がなく金額155万円以下の方▼扶養親族がなく金額196万円以下の方

②昭和16年1月2日以後の生まれ…▼扶養親族がなく金額105万円以下の方▼扶養親族があり金額151万円以下の方

●所得税確定申告書を提出した方

市・県民税申告書の郵送

申告書は、前年度に申告書を提出した方へ1月末に郵送しています。申告書が届かない場合や紛失した場合は、市民税課へ連絡してください（各出張所にも用意してあります）。

また、平成17年に所沢市に転入した方や会社を退職した方には、申告書を郵送していません。市・県民税の申告書の提出が必要な方は、市民税課へ連絡してください。

送付先・問い合わせ 市民税課（〒359－8501・並木1－1－1／☎2998－9064）

所得税の確定申告は
2月16日(木)～3月15日(水)

申告書は自分で書いて郵送等で

●所得税・消費税の確定申告をされる方は、「国税庁ホームページ（http://www.ma.go.jp）」で作成のうえ、郵送等で早めの提出をお願いします。

●確定申告書等の「控」に税務署の受付印が必要な方は、申告書、申告書控、返信用封筒（住所・氏名を記載し、必要な分の切手を貼付）を同封してください。

●所得税の還付申告は2月15日(水)以前でも受け付けています。

●国税電子申告・納税（e-Tax）の利用の届け出（平成18年1月上旬からオンラインによる開始届出手続きが可能）をしていただきますと、所得税等の申告やすべての税目の納税・申請・届出がインターネットを利用してできます。

●納税には、安全で便利な振替納税をご利用ください。

申告相談会場 所沢税務署（並木1－7）

相談時間 午前9時～午後5時

確定申告書の提出が必要な方

●営業、農業、不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方

●給与所得者で、年収2,000万円を超える方

●2か所以上から給与の支払いを受けている方

●給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方

●土地・建物・株式等の譲渡をした方

確定申告で税金が戻る方

●給与所得者で雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除等を受けることができる方

●平成17年の中途で退職したあと、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方

平日に都合がつかない方

●所沢税務署では、今年の確定申告期間中は、2月19日・26日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います（現金納付の窓口業務は行いません）。当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おきください。

◎駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮ください。

問い合わせ 所沢税務署（☎2993－9111）

◎給与所得者・年金受給者の簡易な申告は、2月16日(木)から市役所でも受け付けます。ただし、住宅ローン控除を受ける方は、所沢税務署へ申告してください。

◎申告書は申告期間中、市役所8階・大会議室、各出張所などにも用意してあります。

■**税理士による還付申告無料相談**

税理士事務所では、2月1日(水)～15日(水)（土・日曜日、祝日を除く）に、次の方を対象に還付申告相談および申告書の作成を無料で行います。

●年金を受けている方

●給与所得者で医療費控除を受けようとする方

●年の中途で退職し、収入が600万円以下の方

ご希望の方は税理士事務所、または関東信越税理士会所沢支部事務局へ電話連絡のうえ、お越しください。

予約受付時間 午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

問い合わせ 関東信越税理士会所沢支部事務局（☎2993－0822）

皆さんの善意

【愛の福祉基金】●匿名（1、000円）●株式会社ヤオコー所沢椿峰店様（8、617円）●松井郷友会様（10万円）●日本民謡孝也会様（15万円）●所沢商工会議所女性会様（5万円）●所沢友和会様（20万円）●山口地区文化祭実行委員会様（2万円）●中央公民館まつり実行委員会様（5万円）●埼玉土建一般労働組合所沢支部様（10万円）●三ヶ島山草会様（7、000円）●あしたの会様（5、000円）●何でも話そう会リンク様（5、000円）●ひなたぼっこ様（3、000円）●野老草愛会様（3、000円）●三ヶ島公民館協力会様（3、000円）●医療生協さいたま三ヶ島支部様（2、000円）●土曜会様（2、000円）●東京西武学館様（1、897円）●建設埼玉・所沢地区本部様（22、192円）

【老人福祉センターさやまがおか荘へ】●所沢ロータリークラブ様（マッサージチェア1台）

【松原学園へ】●三国コカ・コーラボトリング株式会社様（清涼飲料水500㎖48本）

【交通事故防止活動のため】●株式会社宮本交通様（365、000円）

【小・中学生文化スポーツ振興基金へ】●学校法人浅野学園国際航空専門学校様（300万円）

【福祉施設へ】●根津征二様（米90kg）

※11月16日から12月15日までの受け付け分です。ありがとうございました。

■申告に必要なもの

市・県民税の申告と所得税の確定申告の際には、次のものを必ずお持ちください。

●**給与・配当所得等のある方**…源泉徴収票や支払い調書等

●**年金のある方**…公的年金などの源泉徴収票

●**事業所得のある方**…収入・支出を明らかにする書類（帳簿、収支決算書、領収書等）

●**配偶者に所得がある方**…配偶者の所得を明らかにする書類

●**医療費・社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける方**…支払った医療費・保険料などの領収書、証明書

◎いずれの方も印鑑、筆記用具、計算機などをお持ちください。

■市・県民税申告受付日程表（受付時間：午前9時～午後4時）

受付日	申告会場	対象地域
2月8日(水)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1～2丁目
9日(木)	松井公民館	上安松・松郷
10日(金)	〃	下安松・牛沼・くすのき台1～3丁目
13日(月)	旧市庁舎・3階（宮本町1-1-2）	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
14日(火)	新所沢公民館	緑町1～4丁目
15日(水)	〃	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1～2丁目
16日(木)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
17日(金)	小手指公民館	北野・小手指南1～6丁目、小手指元町1～3丁目
19日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
20日(月)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
21日(火)	〃	東狭山ヶ丘1～6丁目・和ヶ原1丁目
22日(水)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
23日(木)	椿峰コミュニティ会館・本館	山口1～1599番地
24日(金)	〃	山口1600番地～終わり・上山口
26日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
27日(月)	〃	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
28日(火)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・北中1丁目
3月1日(水)	三ヶ島公民館	林1～3丁目・和ヶ原2～3丁目
2日(木)	〃	三ヶ島1～5丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目・糀谷・堀之内
3日(金)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1～5丁目・花園1～4丁目・松葉町・北所沢町
6日(月)	市役所・8階	北有楽町・喜多町・西新井町・中富南1～4丁目
7日(火)	〃	大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目
8日(水)	〃	こぶし町・若松町・下新井・東新井町・北原町
9日(木)	〃	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
10日(金)	〃	指定された申告相談日に都合がつかない方
13日(月)	〃	
14日(火)	〃	
15日(水)	〃	

【お願い】出張申告日には、担当職員が出張申告会場へ出かけています。市役所での申告はなるべくご遠慮ください。各会場への車でのお越しはご遠慮ください。

～税法改正のごあんない～

市・県民税についての税法改正が行われ、平成18年度（平成17年分）から、次の内容に変わります。

均等割軽減措置の廃止

●**改正前**…規定以上の所得がある方は市・県民税の均等割（4千円）と所得割の納税義務を負うことになっています。そのうち、市・県民税均等割の納税義務を負う夫と同一生計にあり、かつ、同一市内に住んでいる妻の均等割は、2分の1の額（2千円）が軽減されていました。

●**改正後**…前記の均等割軽減措置が廃止され、一律4千円が課税されます。

老年者控除の廃止

●**改正前**…年齢65歳以上の方で、かつ、合計所得が1千万円以下の場合には老年者控除（48万円）が適用されていました。

●**改正後**…前記の老年者控除（48万円）が廃止されます。

◎所得税についても同様に老年者控除（50万円）が廃止されます。

定率減税の縮小

●**改正前**…市・県民税所得割の15%（4万円限度）が定率減税として税額控除されていました。

●**改正後**…定率減税が2分の1に縮小されます。市・県民税所得割の7・5%（2万円限度）が定率減税として税額控除されます。

◎所得税については所得税額の20%（25万円限度）が定率減税として税額控除されていましたが、平成18年分の所得税から10%（12万5千円限度）に縮小されます。

65歳以上（昭和16年1月1日以前生まれ）の方の公的年金等控除額を縮小

●**改正前**…年齢65歳以上の方は65歳未満の方より公的年金等控除額が上乗せされていました。

●**改正後**…前記の措置が廃止されます。ただし、65歳未満の方の公的年金等控除の最低保障額が70万円であるのに対し、年齢65歳以上の方は120万円となります。

◎所得税も同様の改正が行われます。

■別表　公的年金等に係る雑所得の計算方法（平成17年分以降）

年金を受け取る方の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満 昭和16年1月2日以後生まれ	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上 昭和16年1月1日以前生まれ	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
公的年金等に係る雑所得＝(a)×(b)－(c)			

また、公的年金等に係る雑所得の計算方法は、左上の別表を参考にしてください。

社会保険料控除適用時の支払証明書の添付・提示

国民年金の保険料および国民年金基金の掛金に係る社会保険料控除を受ける場合、申告等の際、その支払いをした旨を証する書類を添付または提示することとなりました。

個人の市・県民税の非課税措置の一部廃止

●**改正前**…平成17年1月1日現在において年齢65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）であり、かつ前年の合計所得金額が125万円以下の方に対しては非課税措置がありました。

●**改正後**…前記の非課税措置が廃止されます。ただし、市・県民税算出税額から平成18年度については3分の2、19年度については3分の1が減額されます。

◎昭和15年1月2日以前に生まれた方で、合計所得金額125万円を公的年金収入に置き換えると、245万円になります。

寡婦（夫）控除の適用範囲拡大

●**改正前**…年齢65歳以上の方で、かつ、合計所得が1千万円以下に該当する方は寡婦（夫）控除は受けることができませんでした。

●**改正後**…前記の方も寡婦（夫）控除の要件に該当する方は寡婦（夫）控除が受けられるようになります。

◎所得税も同様に寡婦（夫）控除が受けられるようになります。なお、寡婦控除の要件は、右下の「寡婦（夫）控除の要件」を参考にしてください。

また、税法改正は、市ホームページ（アドレスは表紙参照）でもご覧になれます。

※※※※ 寡婦（夫）控除の要件 ※※※※

■**寡婦控除の要件**

寡婦控除は、次の①または②の要件のどちらかに当てはまる方に適用されます。控除額は26万円（所得税は27万円）です。

①夫と死別した後、再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下である方

②夫と死別・離婚した後、再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除く）がある方

◎ただし、②に当てはまる寡婦の方のうち、扶養親族である子がおり、かつ、合計所得金額が500万円以下である方の控除額は30万円（所得税は35万円）となります。

■**寡夫控除の要件**

寡夫控除は、妻と死別・離婚した後、再婚していない方や妻が生死不明などの方で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除く）があり、かつ、合計所得金額が500万円以下である方に適用されます。控除額は26万円（所得税は27万円）です。

《平成17年所沢市議会第4回定例会》

予算の補正や条例の制定など30議案を可決しました

平成17年所沢市議会第4回定例会が、11月30日(水)から12月19日(月)まで20日間の会期で開かれました。

この議会には、市長提出議案として平成17年度補正予算や条例の一部改正など、30議案を上程しました。審議の結果、上程した議案はすべて原案どおり可決されました。

また、平成16年度の一般会計・決算認定12件も認定されました。可決された議案の主な内容を報告します。

――予算関係――

平成17年度一般会計予算・特別会計予算の補正を行いました。

その結果、平成17年度一般会計予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ10億6、833万6千円を追加し、予算総額784億7、502万1千円になりました。

このほか、平成17年度特別会計補正予算は、次のとおりです。

▽下水道特別会計補正予算……72億3、829万4千円

▽狭山ヶ丘駅東口土地区画整理特別会計補正予算……6、198万7千円

▽狭山ヶ丘土地区画整理特別会計補正予算…9億9、646万4千円

▽第二土新井特定土地区画整理特別会計補正予算……5億6、678万3千円

▽国民健康保険特別会計補正予算……253億7、846万1千円

――条例関係――

【一部改正】

▽所沢市一般職員の給与等に関する条例

▽所沢市立学校設置条例

▽所沢市育英奨学条例等

▽所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例等

▽所沢市火災予防条例

【廃止】

▽所沢市養老福祉年金支給条例

▽所沢市国民年金被保険者死亡一時金支給条例

――町名変更――

▽町の区域の変更について

――協議――

▽埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の財産処分について

▽埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

――市道路線の認定――

▽市道路線の認定…6件（30路線）

▽市道路線の廃止…1件（4路線）

問い合わせ 市民税課（☎2998－9064・FAX2998－9409）

――監査委員の選任――

議会の同意を得て、次の方を監査委員に選任しました。

■**二見 孝氏**

――人権擁護委員の推薦――

議会の同意を得て、次の方を人権擁護委員に推薦しました。

■**大舘千惠子氏**

■**加賀谷尚子氏**

■**成田桂子氏**

■**池田太一氏**

◎市議会の詳細については、市ホームページ（アドレスは表紙参照）でご覧になれます。